

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
中央開発株式会社	東京都新宿区西早稲田三丁目13番5号

2 指名停止措置期間 平成28年9月30日～平成28年11月29日（2箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント業務等及び物品調達等

4 事実概要

中央開発（株）は、茨城県大子工務所発注の設計業務委託において、茨城県設計業務等共通仕様書の規定に違反し技術的判断を伴う業務の主たる部分を再委託するとともに、その他の部分についても発注者の承諾なく再委託を行い、また、平成28年8月10日、安全管理措置の不適切により滑落によって作業員が負傷する事故を発生させた。

5 指名停止理由

中央開発（株）が茨城県設計業務等共通仕様書の規定に違反し、また、安全管理措置の不適切により作業員の負傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）